岡山県立津山商業高等学校 いじめ問題対策基本方針

平成28年3月改訂

いじめに関する現状と課題

・本校ではここ数年、学期に一度いじめアンケートを実施しているが、アンケートを初めて以来の「いじめ」の認知件数は数件である。しかし、「いやな思いをした」経験の報告は毎回数件あり、その都度、担任による面談や観察を継続している。生徒達は、表面上は「いじめ」のない学校生活を送っているように見えるが、「いじめ」は、人間が社会生活を送る中で常に起こりうるものであることを想定し、「学校」という社会においても、その対応について注意深く対策を講じておかなければならない。特に、SNS等の普及に伴い、教員サイドからは確認し難い状況でトラブルが発生しているケースも多く見受けられる。それらの情報を得るシステム、情報モラル教育の必要性を強く感じている。以上のような現状認識に立っての本校の課題は、様々な分掌組織が連携しての、「いじめ」に対応する学校を挙げての横断的な組織の構築である。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

方 レン じ 問 題 策 基 本 的 な 考 え \Diamond \sim \mathcal{O} 対 \mathcal{O}

I いじめ問題への対策の方針

- 1 いじめの定義
 - ・「いじめ」とは、本校生徒に対して、本校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット を通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
 - ・個々の行為がいじめにあたるかどうかの判断は、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないようにし、生徒の表情や様子をきめ 細かく観察したり、周囲の状況から客観的に確認したりするなどして、生徒の心理や特性に留意しながら、いじめの有無を確認する必要がある。
- 2 いじめについての基本的な認識
 - ・いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、いじめ問題への対策は、生徒がいじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながら傍観したりすることがないよう、いじめられた生徒の心身に及ぼす深刻な影響について、全ての生徒が十分に理解できるように学校の内外を問わず行われなければならない。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・いじめ問題対策基本方針をホームページ上に公開し 学校の取組を周知する。
- ・いじめ問題対策基本方針をPTA総会で説明し、理解 と協力を得る。
- ・PTA評議員会等を通じ、学校と保護者との連携を深め、意見交換や情報交換を行い取組の改善に活かす。
- ・いじめ防止につながるような講演会等については保 護者への参加を促す
- ・学校評議員会で、学校の取組や事案発生時の対応を報告し、その検証や、改善のための協議を行う。
- ・保護者の協力を得るため、起こった内容を迅速に保護者に伝えることを旨とする。起こった内容の規模によって、クラスでの保護者会、PTA評議員会、PTA総会等の会を選択して開催し、正しい情報の伝達に心がける。ただし、生徒個人のプライバシーについては、厳重な扱いを心がける。

いじめ問題対策委員会

<対策委員会の役割>

・基本方針に基づく取組の実施や年間計画 の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、 発生したいじめ事案への対応

<対策委員会の開催時期>

•年2回開催

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の 場合は朝礼などで伝達。

<構成メンバー>

校長、教頭、事務部長、主幹教諭、生徒課長、生徒 指導主任、教務課長、教育相談主任、養護教諭、各 学年主任、人権教育委員会委員長、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー

・別紙のとおりの校内指導体制を編成し、起こさないための指導と起こってからの対応にあたる。

関係諸機関等との連携

<連携機関>

- ・県教育委員会、地元警察等
- <連携の内容>
- ・被害生徒・保護者・対応教師に対する支援
- ・定期的な情報交換
- ・ネットパトロールによる監視
- ・薬物乱用・非行防止教室の実施
- <学校側の窓口>
- ・校内指導体制図による

学校が実施する取組

① (教員研修)

- ・教職員の指導力向上のための教育相談や人権に関わる研修会を定期的に行う。またSNSやインターネット上のいじめの現状について理解を深めるようにつとめる。 じ (居場所づくり)
- 防 (情報モラル教育)
- 止 ●・ネット上のいじめを防止するために、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する学習を行う。

② (実態把握)

早

期

- ・いじめアンケート調査を学期に1回実施、それを受け必要に応じ個人面談等を行う。これにより生徒の生活の様子を把握し、いじめの早期発見に努める。 (相談体制の確立と情報の共有)
- 発 ・生徒に気になる変化があった場合は、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
- 見・教育相談室に相談に来やすい体制を整備するとともに、教育相談室で得た情報を教員間で共有する。
- ③ いじめ事案が発生した場合(疑われた場合も含む)は教職員は、一人で抱え込まず、学年主任等を通じていじめ防止対策委員会に報告、いじめ対策委員い 会は、別紙に示した組織的対応を行う
- じ (いじめられた生徒への支援)
- め・いじめがあったことが確認された場合は、いじめられた生徒を守ることを最優先に、対象生徒に対して支援を行う。
- へ ・いじめられた生徒の心情に配慮し、共感的態度で指導にあたる。心情の変化に留意、変化に対応した支援を行う。
- の (いじめた生徒への指導)